

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	15	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> <u>事業所税</u> その他()		
要望項目名	「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の創設に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 不動産取得税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成23年度に創設する「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の支給を受けて、事業用施設を取得し、引き続き3年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>② 固定資産税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成23年度に創設する「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の支給を受けて取得した事業用の家屋に対する固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格の6分の1に心身障害者の雇用割合を乗じたものを減額した額とされる。</p> <p>③ 事業所税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成23年度に創設する「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の支給に係る施設等において行う事業に課する事業所税資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る事業所床面積の2分の1に相当する面積を控除する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>障害者を多数雇用する場合に、新設する助成金を受け取得した事業用施設等について、不動産取得税の減額措置、固定資産税の課税標準の特例措置及び事業所税（資産割）の課税標準の特例措置が適用されるよう要望する。</p>		
関係条文	<p>〔不動産取得税〕 地方税法附則第11条の4、同施行令附則第9条</p> <p>〔固定資産税〕 地方税法附則第15条第8項、同施行令附則第11条11項、第12項、同施行規則附則第6条第38項</p> <p>〔事業所税：資産割〕 地方税法第701条の41第2項、同施行令第56条の68</p>		
減収見込額	(初年度) - (▲17) (平年度) - (▲17) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成21年6月現在1.63%と前年比0.04ポイント上昇しているものの、法定雇用率1.8%を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。</p> <p>障害者多数雇用事業所（※1）の障害者の新規雇入れに伴う施設整備及び設備整備に対するインセンティブを喚起し、施設整備を行うほか、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用に維持・拡大することを目的としている。</p> <p>※1 現在のそれぞれの税の特例措置と同様に、不動産取得税及び固定資産税の特例措置の対象となる障害者多数雇用事業所は、障害者雇用割合（※2）が50%以上かつ20人（※2）以上障害者を雇用している事業所。また、事業所税（資産割）の特例措置の対象となる事業所は、障害者雇用割合（※2）が50%以上かつ10人（※3）以上障害者を雇用している事業所。</p> <p>※2 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。</p> <p>※3 重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後の障害者の雇用については、「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）」における雇用・人材戦略において、2020年までに障害者の実雇用率を1.8%とする等障害者の就業率向上のための政策目標を設定し、障害者雇用の促進に取り組むこととしている。特に、重度障害者については、就業実態調査によると未だに不就業者が就業者を上回る状況にあることから、重点的に雇用促進を図っていく必要がある。</p> <p>しかし重度障害者を新規に雇入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所にあつては、障害者が使用する機械・設備を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを障害者が作業しやすい構造にするなど、事</p>		

	<p>業所の施設設備等が割高となる。このため、新規に重度障害者を多数雇い入れる事業所の施設整備又は設備整備に係る租税負担をできる限り軽減することにより、障害者多数雇用事業所の設置又は設備整備を図り、もって、重度障害者の一層の雇入れ促進を図ることが必要である。</p>
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進法第 43 条（一般事業主の雇用義務等） ○ 障害者雇用促進法第 46 条（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画） <p>基本目標Ⅳ：経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。</p> <p>施策目標 3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>3-1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>1-2：障害者の雇用を促進すること</p>
	政策の達成目標	法定雇用率 1.8%の達成
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置については 2 年間の延長。事業所税（資産割）の課税標準の特例措置については恒久措置。
	同上の期間中の達成目標	法定雇用率 1.8%の達成
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 22 年度（見込み） 不動産取得税：1 件、1 百万円 固定資産税：6 件、5 百万円 事業所税：17 件、11 百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	重度障害者を新規に雇入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所にあつては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを障害者が作業しやすい構造にするなど、事業所の施設設備等が割高となる。このため、新規に重度障害者を多数雇入れる事業所の施設整備又は設備整備に係る租税負担をできる限り軽減することにより、重度障害者の一層の雇入れ促進が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心身障害者を多数雇用する事業所等に係る軽減措置（不動産取得税、固定資産税） ○ 心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置（事業所税） ○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却（所得税、法人税） ○ 支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却（所得税、法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用納付金制度（障害者雇用納付金事業） 障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図り、全体として、障害者の雇用の水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業から納付金（1 人当たり月額 5 万円）を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金（1 人当たり月額 2 万 7 千円）を支給するとともに、障害者のための作業施設等を設置した事業主等に対する助成金を支給している。 ○ 重度障害者等施設設置等助成金（仮称） 重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「重度障害者等」という。）を新規に多数雇入れ、かつ、現に相当数の重度障害者等を継続雇用している事業主で、当該障害者のために事業所の施設・設備等の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>既存の事業所の（雇入れを伴わない）設備整備等に要する費用に対する障害者雇用納付金制度の助成金とは異なり、当該税制特例措置は、重度障害者を新規に雇入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所に対して適用されるものである。</p> <p>また、これらの事業所においては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを障害者が作業しやすい構造にするなど、事業所の施設設備等が割高となる。し</p>

		<p>たがって、新設する助成金に加え、税制上の特例措置により、重度障害者を多数雇い入れる事業所の施設整備又は設備整備に係る租税負担をできる限り軽減し、重度障害者の一層の雇入れ促進につながる。</p>
	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>重度障害者を新規に雇い入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所にあつては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを障害者が作業しやすい構造にするなど、事業所の施設設備等が割高となる。そこで税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、新規に重度障害者を多数雇い入れる事業所の施設整備又は設備整備に対するインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できるものである。</p>
<p>ページ</p>	<p>15—2</p>	

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—